

# 市制施行について

## ■なぜ市制なのか

### ■町の状況

阿見町は、令和2年に実施した国勢調査で人口が48,553人となり、過去最高となりました。その後の調査でも人口が増加を続けており、今後50,000人を超えることが想定されます。

人口増加の大きな要因は荒川本郷地区や阿見吉原地区の開発によるものと考えており、令和4年は、町外からの転入超過数が990人となり、全国の町村で第1位でした。

また、こうした発展に伴い町の税収入も増加傾向にあり、同程度の人口を有する「市」と比較しても遜色ない財政規模となってきました。

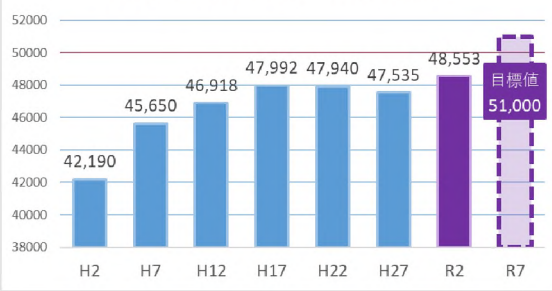
### ■市制の理由

阿見町は、地方自治法に定められた市になるための都市的な諸条件を概ね備えており、県内の市と比較しても人口や財政規模では遜色なく、人口増加もトップ3に入るなど目覚ましい発展を遂げています。

市となることで、行政サービスを充実させるとともに、新たに都市的なイメージを獲得することで、さらなる“住みよいまち”を目指します。

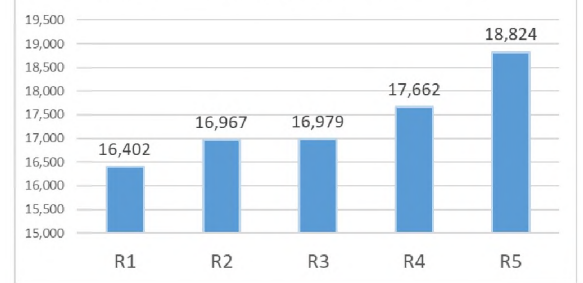
市制施行は、これまでのまちづくりの到達点であり、第7次総合計画に基づいて進めていくこれからのまちづくりの原動力になっていくと考えています。

阿見町の人口推移（国勢調査）



	人口の社会増減(R4)		子どもの増減(R4)	
1	つくば市	3,818人	つくば市	584人
2	土浦市	1,056人	つくばみらい市	108人
3	阿見町	990人	阿見町	47人

阿見町の一般会計予算規模（百万円）



## ■市になると何がかわるのか

※調査中の内容が含まれます

### ①福祉行政が身近になります

市になると、「福祉事務所の設置」が義務付けられます。

福祉事務所では、現在は県が行っている事務を行うことができるようになります。

区分	項目
組織の設置 など	福祉事務所の設置
	社会福祉主事の配置 他
新たに行う 事務など	生活保護に関する事務
	児童扶養手当に関する事務
	特別児童扶養手当等に関する事務
	母子生活支援施設への入所、保護の実施
	助産施設への入所、助産の実施 他

### ②住所表示が変わります

市制施行に伴い、住所の表示が変更になり、「茨城県稲敷郡阿見町」が「茨城県〇〇市」となります。

この他、「大字」や「字」についての見直しなど詳細については、これから検討をしていきます。

### ③選挙のルールが変わります

「市長選挙」「市議会議員選挙」になると、供託金の有無や金額、選挙が行われることの告示の日、選挙運動のために使用できるはがき等の枚数が変更されます。

### ④議会のルールが変わります

「町議会」から「市議会」になると、議会招集の告示日、議決を必要とする事項が変更されます。

### ⑤将来の権限拡大が想定されます

住民に最も身近な基礎自治体である市町村には、地方分権により国や県から権限の委譲が進められてきましたが、その多くは「市」を対象としたものでした。

近年では、市と町村を問わず、地方創生を目指した自主的・自立的な取組が地方公共団体に求められており、今後も「市」であることによって、様々な権限の拡大が想定されます。